

# 転出届

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 届出

## 転校される保護者の方へ

I. 転校することが判明したら

- 学級担任へ「いつ・どこへ」転出するかを伝える。
- 学校からの『転出届』に必要事項を記入し、学校へ提出する。  
※わかる範囲でご記入いただき、できるだけ早い提出をお願いします。
- 転出先の市町村教育委員会に確認後、転入先の学校へ連絡を入れる。  
→「いつ・どこ(船橋市)から・誰(何年生)が転入する」など…必ず、転入先学校に一報を! 学校やクラスで受け入れ準備をするためです。



II. 転出当日まで

- 学校から『学校徴収金精算通知書』で、転出に際しての教材費等の精算結果をお知らせします。通知書の内容をご確認ください。
- 転出当日(最終登校日)に、『転出関係書類』をお渡します。

『転出関係書類』とは…

『在学証明書』

『教科用図書給与証明書』  
※市外転出者

『氏名印』

### ★教科書の無償給与について★



転学後に使用する教科書が、転学前と異なる場合かつ、  
**過去に給与されたことがない出版社の場合に給与**されます。  
過去に給与を受けている場合には、購入していただくこととなりますので、**処分せずにお持ちください**。

### ◆ 海外転出の場合 ◆

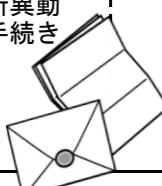
- 『教科書給与証明書』が事前に必要な場合は、ご連絡ください。
- 日本人学校へ転入する場合、学校よりお渡した⑤『転出関係書類』と『指導要録の写し』・『保健関係書類』の入った封筒と一緒にお渡します。  
※この封筒は封をしたまま、日本人学校へご提出ください。



III. 住所異動の手続き

- 市区町村にて、住所異動の手続きをする。  
※学校よりお渡した⑤『転出関係書類』が必要な場合があります。ご持参ください。
- 転入先の教育委員会等で転入手続きをする。  
『転入学通知書』(転入先の学校が記した書類)が発行されます。  
※学校よりお渡した⑤『転出関係書類』が必要な場合があります。ご持参ください。

→ 手続きが終わりましたら、転入する学校へ連絡を入れましょう!



IV. 転入先学校での手続き

- 転入先学校へ来校日等を連絡する。
- 転入先学校へ⑤『転出関係書類』と⑦『転入学通知書』を提出する。

→ 転入手続きの終了です。



※ 市区町村により手続きが異なる場合があります。詳しくは、転入先の教育委員会にお問い合わせください。

年 組	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日
年 組	男 令 和 女 平成	年 月 日 生
年 組	男 令 和 女 平成	年 月 日 生
年 組	男 令 和 女 平成	年 月 日 生
年 組	男 令 和 女 平成	年 月 日 生

保 護 者 氏 名 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

転 出 年 月 日 年 月 日 (最 終 登 校 日)

### <転居後について>

※まだはっきりしないときは、わかる範囲でご記入ください。  
転居先等が決まりましたら学級担任(学校)までお知らせください。

新 住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ (転居後も連絡可能な番号)

転 入 先 学 校 名 \_\_\_\_\_

その他の連絡等 \_\_\_\_\_